



「いいともあいち推進店」 募集！！

愛知県では、農林水産業の果たす役割を県民の皆様に理解していただき、積極的に応援していただこうと、1998年度から「いいともあいち運動」に取り組んでいます。

またその取組の一環として、愛知県産の農林水産物を積極的に販売する店舗や、食材として利用する飲食店等を、「いいともあいち推進店」として登録しています。

愛知県産農林水産物の応援の輪を一層広げるため、いいともあいち推進店に登録しませんか。

1 登録要件

「いいともあいち推進店」は、次の要件を満たしている店舗等とします。

- (1) いいともあいちネットワーク会員に加入している店舗等であること
- (2) 愛知県産農林水産物を積極的に販売する店舗又は食材として利用する飲食店等であること
- (3) 適正な食品表示など、食の安全・安心に努めていること

2 申込方法等

(1) 申込方法及び申込先

「いいともあいち推進店」の登録を受けようとする店舗又は飲食店等は、登録申請書に記入し、PR資料申込書を添付の上、愛知県農業水産局農政部食育消費流通課又は愛知県農林水産事務所農政課(いいともあいちネットワーク事務局)に提出(郵送、FAX又はE-mail)してください。なお、ネットワーク会員でない方は併せてネットワークへの参加申込み(郵送、FAX又はE-mail)をしてください。

また、登録申請書の様式、申込先の一覧などの申込方法等の詳細については、以下URLからダウンロードの上、御覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shokuiku/shopentry.html>)

- ア 募集・登録要領(PDF 形式)
- イ 登録申請書 (Word 形式)
- ウ 登録申請書記入例 (PDF 形式)
- エ P R 資材申込用紙(Word 形式)
- オ 「いいともあいち推進店」 P R 資材の仕様(PDF 形式)
- カ 「いいともあいち推進店」の申込先一覧表(PDF 形式)
- キ 「いいともあいちネットワーク」参加申込書(Word 形式)

3 審査・登録等

(1) 審査・登録

申請の内容について、いいともあいちネットワーク事務局で審査の上、「いいともあいち推進店」として登録し、登録証を交付するとともに、審査結果をいいともあいち運動推進検討委員会に報告します。

(2) 登録期間

登録期間は、登録された日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとします。
なお、登録期間満了後、希望する場合は更新できるものとします。

4 いいともあいち推進店への支援

(1) P R 資材の提供

のぼり等のP R 資材を無償貸与します。

なお、P R 資材の詳細については「いいともあいち推進店」P R 資材の仕様を参照してください。

(2) 広報宣伝

ウェブページ「いいともあいち情報広場」(以下URL)、「いいともあいち運動 Facebook」等により、推進店のP R を図ります。

(<https://www.pref.aichi.jp/nousei/iitomo/iitomoaichi>)

5 いいともあいち推進店の活動

「いいともあいち推進店」は、「いいともあいち運動」のシンボルマークの付いたP R 資材等を掲示するとともに、愛知県産農林水産物の販売・利用促進に向けて積極的に取組み、自主的な活動に関する情報をいいともあいちネットワーク事務局に提供していただきます。

また、いいともあいちネットワーク事務局が必要に応じて依頼する統一的なP R 活動及び取扱実績の報告などに協力していただきます。

6 問合せ先

いいともあいちネットワーク事務局

愛知県農業水産局農政部食育消費流通課 需要拡大・ブランド力強化グループ (岩田、太田)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

電話：052-954-6434(ダイヤルイン) F A X：052-954-6940